

【記載例 2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和元年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和元年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- | | | | | |
|---|-----------------|-------------|----------|----------------|
| 1 | 「分離長期譲渡所得」の金額 | | | |
| | ・ 「収入金額」 | 10,000,000円 | ・ 「必要経費」 | 2,500,000円 |
| | ・ 「所得金額」 | 7,500,000円 | | |
| 2 | 「不動産所得」の金額 | | | |
| | ・ 「収入金額」 | 24,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 16,265,000円 |
| 3 | 「給与所得」の金額 | | | |
| | ・ 「収入金額」 | 8,000,000円 | ・ 「所得金額」 | 6,000,000円 |
| 4 | 給与所得に係る「源泉徴収税額」 | | | 76,000円（年末調整済） |
| 5 | 「繰越損失額」 | | | △15,450,000円 |

《第一表》

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税		その他	
収入金額等	事業等	①		事業等	①	課税される所得金額	①	26	000
	農業	②		農業	②	上の①に対する税額	②	27	2366250
	不動産	③	24000000	不動産	③	又は第三表の③	③	28	
	利子	④		配当控除	④	配当	④	29	
	配当	⑤		(特定増改築等)	⑤	住宅借入金等特別控除	⑤	30	200000
	給与	⑥	8000000	政党等寄附金等特別控除	⑥	住宅耐震改修特別控除	⑥	31	
	公的年金等	⑦		再差引所得税額	⑦	住宅特定改善 居住住宅	⑦	32	
	その他	⑧		差引所得税額	⑧	税額控除の税額	⑧	33	2166250
	短期	⑨		災害減免額	⑨	再差引所得税額	⑨	34	
	長期	⑩		復興特別所得税額	⑩	再差引所得税額	⑩	35	2166250
一時	⑪		所得税及び復興特別所得税の税額	⑪	外国税控除	⑪	36		
所得金額	事業等	①		源泉徴収税額	①	申告納税額	①	37	76000
	農業	②		申告納税額	②	予定納税額	②	38	2135700
	不動産	③	16265000	第1期分・第2期分	③	第3期分 納める税金	③	39	2135700
	利子	④		第3期分 納める税金	④	未納付の源泉徴収税額	④	40	
	配当	⑤		本年分で差し引く繰越損失額	⑤	配偶者の合計所得金額	⑤	41	15450000
	給与	⑥	6000000	専従者給与(控除)額の合計額	⑥	青色申告特別控除額	⑥	42	
	雑損	⑦		青色申告特別控除額	⑦	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑦	43	
	総合譲渡・一時	⑧		雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑧	未納付の源泉徴収税額	⑧	44	
	合計	⑨	14315000	未納付の源泉徴収税額	⑨	本年分で差し引く繰越損失額	⑨	45	
	社会保険料控除	⑩		本年分で差し引く繰越損失額	⑩	申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。			
小規模企業共済等掛金控除	⑪								
生命保険料控除	⑫								
地震保険料控除	⑬								
寡婦・寡夫控除	⑭		0000						
勤労学生・障害者控除	⑮		0000						
配偶者(特別)控除	⑯		0000						
扶養控除	⑰		0000						
基礎控除	⑱		0000						
⑩から⑳までの計	㉑		2490000						
雑損控除	㉒								
医療費控除	㉓								
寄附金控除	㉔								
合計	㉕		2490000						

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、まず、「措法 41 の 5 による繰越損失額」(△15,450,000 円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000 円)から差し引き、次に、その引き切れない金額(△7,950,000 円)を、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000 円)から差し引いた残額(14,315,000 円)を記載します。

《第三表》

住所 フリ氏	コクゼイ ジロウ 国 税 二 郎	特 例 適 用 条 文 法 条 項 号 所法 措法 震法 条の 項 号 所法 措法 震法 条の 項 号 所法 措法 震法 条の 項 号
-----------	---------------------	---

(単位は円)

収入 金 額	分 離 課 税	短期譲渡 一般分 ㉔								
		短期譲渡 軽減分 ㉕								
		長期譲渡 一般分 ㉖	1	0	0	0	0	0	0	0
		長期譲渡 特定分 ㉗								
		長期譲渡 軽減分 ㉘								
		一般株式等の譲渡 ㉙								
		上場株式等の譲渡 ㉚								
		上場株式等の配当等 ㉛								
		先物取引 ㉜								
		山林 ㉝								
退職 ㉞										
所得 金 額	分 離 課 税	短期譲渡 一般分 ㉟								
		短期譲渡 軽減分 ㊱								
		長期譲渡 一般分 ㊲								0
		長期譲渡 特定分 ㊳								
		長期譲渡 軽減分 ㊴								
		一般株式等の譲渡 ㊵								
		上場株式等の譲渡 ㊶								
		上場株式等の配当等 ㊷								
		先物取引 ㊸								
		山林 ㊹								
退職 ㊺										
税金 の 計 算	課 税 さ れ る 所 得 金 額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㉔)	1	4	3	1	5	0	0	0
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉕)	2	4	9	0	0	0	0	0
		㉔ 対応分 ㊿	1	1	8	2	5	0	0	0
		㉔㉕ 対応分 ㊿							0	0
		㉔㉕㉖ 対応分 ㊿							0	0
		㉔㉕㉖㉗ 対応分 ㊿							0	0
		㉔㉕㉖㉗㉘ 対応分 ㊿							0	0
		㉔㉕㉖㉗㉘㉙ 対応分 ㊿							0	0
		㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚ 対応分 ㊿							0	0
		㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛ 対応分 ㊿							0	0

税金 の 計 算	税 金 の 計 算	70 対応分 ㊿	2	3	6	6	2	5	0
		71 対応分 ㊿							
		72 対応分 ㊿							
		73 対応分 ㊿							
		74 対応分 ㊿							
		75 対応分 ㊿							
		76 対応分 ㊿							
		77 対応分 ㊿							
		78から85までの合計 (申告書B第一表の㉔に転記)	2	3	6	6	2	5	0
		株 式 等 配 当 先 物 取 引	本年分の64,65から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㊿					
本年分の66から 差し引く繰越損失額	㊿								
本年分の67から 差し引く繰越損失額	㊿								
本年以後に繰り越される 損失の金額	㊿								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 ー 必要経費)	特別控除額
長期 一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000	0 (7,500,000)	
差引金額の合計額 ㊿			7,500,000	
特別控除額の合計額 ㊿				

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額 ㊿	
------------------------------	--

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整 理 欄	A	B	C	申告等年月日				
	D	E	F	通算				
	取得 期限			特例 期間				
	資産		入力	申告 区分				

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。